

パブリック・コメント手続実施結果報告 様式3

番号	21-7
案件名	(仮称)中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例案に盛り込むべき主な事項について
意見募集期間	2021年12月6日 から 2022 年1月4日まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人(団体)数
電子メール	3
ファクシミリ	
郵送	
窓口	
合計	3

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙1のとおり

3. 提出された意見等により変更した箇所

頁	変更後	変更前
3	8 調査研究等 区は、施策を効果的に <u>推進</u> するため、調査研究及び必要な情報の収集に努めるものとする。	8 調査研究等 区は、施策を効果的に <u>実施</u> するため、調査研究及び必要な情報の収集に努めるものとする。

※変更した(仮称)中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例案に盛り込むべき主な事項は、別紙2のとおり

## 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
1 「前文」について		
1	人権や多様性を尊重するまちづくりが、日本国憲法の理念に基づいたものであることを明記することはとても大事だと思うので、日本国憲法の理念から記述していることに深く同意する。	ご意見の主旨を踏まえて、条例内容の浸透に取り組んでいく。
2	「差別をされている状況を見過ごすことのない環境を整備する」ことは大事である。いじめ、外国籍の方々へのヘイトなどを見過ごすさない環境を積極的に作っていくことが必要である。	ご意見の主旨を踏まえて、条例内容の浸透に取り組んでいく。
3	「全ての人々が差別をすることや差別をされることのない環境、そして差別をされている状況を見過ごすことのない環境を整備することが必要です。」という表現はわかりにくいので、誰にもわかりやすく、区民に浸透しやすいように、「どんな差別もしない、させない、見過ごすさない環境を整備することが必要です。」などとしてはいかがか。	条例内容を誰にでもわかりやすく、区民に浸透しやすいようにするため、ご意見の内容を参考としていきたい。
2 「基本理念」について		
1	「人権及び多様性を尊重するまちづくりは、全ての人々が、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念とする。」と記載されているが、ここに列挙されている差別要因に「容姿、経済力」を加えることを求める。	事例等を研究する際の参考としたい。
3 「区の責務」について		
1	基本理念にて言及している「複合的な要因による差別」について、あまり浸透していない考え方であれば、特に丁寧に説明する必要があると思うので、「区は、区民に基本理念について丁寧に説明するとともに、基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。」などとしてはいかがか。	複合的な要因については、周知の段階において丁寧な説明を加えるなど、工夫を図りたい。

4 「区民の責務」について		
1	「区民は、区が推進する施策に協力するとともに、区民同士の自発的な交流を通して人権や多様性を尊重する意識を育むように努めるものとする。」などとしてはいかがか。	区民同士の自発的な活動や交流を促進できるように意識して、取組を進めていきたい。
5 「施策の推進のための取組」について		
1	区は「情報提供」「普及および広報」「教育における取組」を行うことが明記されているが、もっと踏み込んで「ヘイトスピーチへの禁止要請」「ジェンダー差別に対する行政指導」「LGBTQ差別に対する行政指導」などを行っていくことを求める。	具体的な対応については今後、区内の状況を踏まえながら、必要な検討を行っていきたい。
2	人権を無視したヘイトスピーチについては、法律や東京都の条例が施行された現在もなくなっておらず、日々不安に感じている。理念条例をつくるにあたり、ヘイトスピーチに対する自治体の対策を検討し取り入れてほしい。	具体的な対応については今後、区内の状況を踏まえながら、必要な検討を行っていきたい。
3	広報活動において、ポスターを作成して区の施設だけに貼るといった程度のものでなく、まちなかで話題になるくらい大胆に創造的に行うことを求める。	シンポジウムなどの開催やあらゆる手段を活用し、関連する条例による施策や事業とも合わせて広報活動を行っていく。
4	人権尊重の理念の理解促進、啓発や教育等と両輪で、「差別禁止」を明確にし、実効性のある施策を求める。	条例の内容、またご意見の主旨を踏まえ、施策を推進していく。
6 「相談等に対する体制の整備」について		
1	「この条例では直接的に個別事案を扱う審査会機能は整備しない」とのことであるが、相談から解決までの実効性を担保する必要があると思う。 「区は国及び東京都との適切な役割分担を踏まえ、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等に的確に応じるために必要かつ実効的な体制を整備するものとする。」としてはいかがか。	個別に解決が必要となる事案については、人権に関わる各条例等において審査等を行うこととなるが、そのためのルールのチェックや見直し作業等も提案していく。本条例案においては、必要に応じた助言や指導を行うことにより、解決のための支援を行いたいと考えている。

(仮称) 中野区人権及び多様性を尊重する  
まちづくり条例案に盛り込むべき主な事項

## 1 前文

日本国憲法は、基本的人権を保障し、個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利、そして法の下での平等と差別の禁止をその理念としています。

様々な個性や価値観を持つ人々が暮らす中野のまちにおいては、この崇高な理念の下に、互いの人権と多様性を尊重し、これを認め合いながら、共に新たな価値をつくっていくことが求められています。

また、全ての人々が差別をすることや差別をされることのない環境、そして差別をされている状況を見過ごすことのない環境を整備することが必要です。

私たちは、この理念の下で、全ての人々がその能力を発揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(説明)

中野区は、令和3年3月に改定された中野区基本構想において、「国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています」という10年後に目指すまちの姿を掲げています。この姿の実現のため、人権と多様性を尊重するための条例が必要と考えます。

男女共同参画社会の実現に加え、中野区に住んでいる性的マイノリティや、現時点でも約120の国と地域から来ている人々、年齢や世代、障害など、人々が違いを感じやすいことに関して、お互いの人権や多様性に関する理解を深めていくことによる、さらなる地域社会の発展が望まれています。

区、区民、事業者が力を合わせ、互いに地域社会の一員として活躍できる環境づくりを行うことで、人権と多様性を尊重するまちをつくることを宣言したいと考えます。

## 2 目的

この条例は、人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するための基本理念を定め、中野区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる中野のまちを実現することを目的とする。

(説明)

区、区民、事業者がそれぞれの責務を果たすことによって地域社会において理解し合い、協力し、新たな価値が生まれ、心豊かな暮らしにつながっていくと考えます。

### 3 基本理念

人権及び多様性を尊重するまちづくりは、全ての人が、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念とする。

(説明)

この条例において、全ての人に必要とされる基本理念を定めることが必要と考えています。

様々な要因が重なり合う部分で生じる課題を捉える視点も必要と考えます。

### 4 区の責務

区は、基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。

区は、施策の推進に当たっては、区民、事業者及び関係機関との連携及び調整を図るものとする。

(説明)

人権や多様性を尊重するためには、区、区民、事業者がそれぞれの立場で必要な取り組みを検討し、実行していくことが重要です。

区は、この条例内容の理解促進のため、率先して情報提供を行うとともに、区民や事業者の取り組みへの支援や、関係機関も含め、連携のための調整を行います。

### 5 区民の責務

区民は、地域社会の一員として、交流、つながり等を通じて、目的とする中野のまちの実現に寄与するよう努めるものとする。

区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

人権や多様性の尊重について、区民一人ひとりがさらに理解を深めていく必要があります。

地域活動等を通じて、お互いの個性や価値観を知り、地域社会を共につくる意識づくりにつなげていくことが必要と考えます。

### 6 事業者の責務

事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、人権及び多様性の尊重に努めるものとする。

事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

事業の運営全般において、環境を整えていくことが必要と考えます。

## 7 施策の推進のための取組

区は、施策を推進するに当たり、その普及及び広報活動等を行うものとする。

区は、区民及び事業者が実施する活動で施策の推進に寄与するものを促進するため、必要な情報の提供及び当該活動の支援を行うものとする。

区は、社会教育その他生涯にわたって行われるあらゆる教育の場において、人権及び多様性を尊重し、これを認め合う意識を醸成するために必要な取組を行うものとする。

(説明)

施策は、多くの人に知ってもらうことが必要であり、区はそのための普及及び広報活動を行うとともに、区民等の同様の活動を支援する必要があると考えます。

人権や多様性を尊重するための学びは、生涯にわたり学んでいく機会をつくっていく必要があると考えます。

## 8 調査研究等

区は、施策を効果的に推進するため、調査研究及び必要な情報の収集に努めるものとする。

(説明)

区が事例や関連情報を集め、調査研究を行うことで、施策の推進や相談事業等に生かすことができると考えています。

## 9 中野区人権施策推進審議会の設置

人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、中野区人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 1 人権及び多様性の尊重に関する事業の運営状況及び相談等の状況について区長から報告を受けること。
- 2 区長の諮問に応じ、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。

審議会は、前項各号に掲げる事項に関し必要があると認めるときは、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 1 公募による区民
- 2 関係団体が推薦する者
- 3 学識経験者

審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(説明)

区を取り巻く周辺環境の変化や対応に必要な具体的事柄が発生した場合にも柔軟かつ適切に対応していくため、審議会の設置を考えています。

## 10 相談等に対する体制の整備

区は、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえ、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等に的確に応じるために必要な体制を整備するものとする。

(説明)

国、東京都との役割分担を踏まえ、区は基礎的自治体として、地域に身近な位置にあることを踏まえ、相談等に適切に対応するための必要な体制を整備します。

## 1.1 相談等の処理

区長は、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等を受けたときは、必要な調査を行い、助言又は指導を行う等解決のための支援を行うものとする。

(説明)

相談等があった時は、関係する事業等の内容を調査、情報収集に努めるとともに、課題解決のため、必要に応じて助言や指導による支援や解決のための環境整備に向けた対策などを行うことを考えています。

## 1.2 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

この条例本文で規定していないものは、規則で定めることを考えています。